

競技許可証（ライセンス）について

F110事務局は、F110CUP REGULATIONS 第4条-1項について、以下の通り変更し、もてぎ大会より適用する。

現行規定

第4条 競技許可証（ライセンス）

- すべての競技参加者およびドライバーは、満16歳以上でJAFによって発給されたライセンス、または、海外ASNがF110 CUPへの参加を認めたことを条件とする海外ASNライセンスを所持していなければならない。

改正後

第4条 競技許可証（ライセンス）

- すべての競技参加者およびドライバーは、JAFによって発給された有効なライセンス、または海外ドライバーは自国ASN発行の有効なライセンスを保持し、自国ASNのF110 CUPへの参加承認をもって申請が可能となり、事前にF110事務局への問合せが必要となる。